

官報 号外

昭和五十六年四月二十八日

第九十四回 参議院會議録第十五号

昭和五十六年四月二十八日(火曜日)

午後一時七分開始

○議事日程 第十五号

昭和五十六年四月二十八日
午後一時開始

第一 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、國民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一

一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、北西太平洋における千九百八十一年の日本のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

成相善十君、長谷川信君、前田勲男君から、いずれも海外旅行のため九日間の請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

昭和五十六年四月二十八日 参議院會議録第十五号 請暇の件

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、國民年金法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。園田厚生大臣。

〔國務大臣園田直君登壇、拍手〕
○國務大臣(園田直君) 國民年金法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

所得保障の中心である年金制度を初め、児童、母子家庭、心身障害者に係る諸手当の制度については、従来より努力をしてきたところであります。が、国家財政の再建が課題とされている最近の財政状況下にあつても、老人、障害者等に対しては適切な配慮がなされる必要があります。今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金及び諸手当について昨今の社会経済情勢の動向に対応し、必要に応じた給付の改善を行うとともに、厚生年金等の拠出制年金について物価スライドの実施を繰り上げて年金額の引き上げを行うこととし、これらの制度の充実を図らうとするものであります。

以下、改正案の内容について概略を御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、昭和五十六年八月より老齢福祉年金を月額二万二千五百円から二万四千円に、障害福祉年金を一級障害者について月額三万三千八百円から三万六千円に、二級障害者については月額二万二千五百円から二万四千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額二万九千三百円から三万二千二百円に、それぞれ引き上げることとしております。

この改善につきましては、必要に応じて重点的な給付の改善を行うという考え方のもとに、老齢福祉年金については、扶養義務者等の所得に比較的に余裕がある場合は、改善額の一部の支給を停止することとしております。

第二に、昭和五十六年度における物価スライドの実施時期を、厚生年金保険及び船員保険については昭和五十六年十一月から同年六月に、拠出制國民年金については昭和五十七年一月から昭和五十六年七月に、それぞれ繰り上げることとしております。

第三に、児童扶養手当等の額につきましては、福祉年金に準じて、本年八月から児童扶養手当の額を児童一人の場合月額二万九千三百円から三万二千二百円に、特別児童扶養手当の額を障害児一人につき月額二万二千五百円から二万四千円に、重度障害児一人につき月額三万三千八百円から三万六千円に、それぞれ引き上げるとともに、福祉手当についても月額九千二百五十円から一万円に引き上げることとしております。

また、児童手当の額につきましては、低所得者に支給する児童手当の額を本年十月より月額六千五百円から七千円に引き上げることとしております。以上が、國民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対

し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。安恒良一君。

〔安恒良一君登壇、拍手〕
○安恒良一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました國民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、鈴木総理並びに関係大臣に質問を行おうとするものであります。わが国の人口構成は急速に高齢化しつつあります。生産年齢人口に対する高齢者の割合は急速に高まり、八〇年代中ごろまでには現在の八対一から七対一となり、二十年後の今世紀末には五対一程度になるものと予測されております。そういう意味からも、老後の所得保障をどのような方法で確保していくかということは、現在の当面している大きな政治課題の一つであります。

わが国の年金制度は、昭和三十四年に國民年金制度が発足をし、形の上では國民皆年金が確立しております。しかし、現行の年金制度は、制度面、財政面でも多くの問題を抱えており、高齢化の進行によって一層新しい困難に直面するものと思われまふ。

第一の問題は、國民年金を中心に制度に未成熟な部分があるため、老齢年金給付対象者の大部分がなお低水準に置かれていることとあります。第二には、制度が分立をしており、制度間の格差が保険料負担の水準、支給開始年齢、国庫負担等に見られることとあります。

第三に、制度の成熟、インフレの進行及び高齢化社会への移行に伴い、年金財政の危機が表面化しつつあることとあります。これらの問題を解決するには、相互の関連を考慮していくことが不可欠であります。また、所得保障としての年金制度は、本来、全国的に統合された制度を設けるべきものであります。國民皆年金を真に実効あらしめるためには、現行の各種公的年金制度間に横たわる整合性の欠如、また制度間の不均衡と不正とを是正していかなければなりません。こういった点につきましては、政府も

昭和五十六年四月二十八日 参議院會議録第十五号 国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

私どもも共通の認識をお持ちであると思ひます。それを前提に、以下具体的に質問をしてまいります。

なお、本法律案には、ただいまの提案理由にもありましたが、国民年金法のほか、厚生年金保険法、児童手当法等五つの法律の改正が含まれていることを明らかにしておきたいと思ひます。

まず第一に、本年度施策に見られる政府の基本的取り組みの姿勢についてであります。

高齢化社会に向かう過程で、財政支出が増大するからと、各種福祉施策について本質的にあるべき姿を議論することなく、財政事情や政治判断だけで福祉に対する予算を抑え、編成したというものが五十六年度予算ではなかったでしょうか。

その突破口として、政府は各種給付の支給について所得制限を強化してきました。児童手当については、現在の所得制限の限度額、六人家族四百九十七万円であったものを四百五十万円に引き下げることによって十五万人をも支給対象から除外したのであります。また、老齢福祉年金についても、扶養義務者の所得制限について、限度額を据え置きながら、二段階制とし、給付に格差を導入したのであります。所得制限は、本来支給率を同率に保たれるようにするため、名目所得の上昇に応じて引き上げられるべきものであるにもかかわらず、すでに過去、政府は財政難を理由に児童手当は五十二年以降削減されておりました。また、老齢福祉年金は五十年以来同額であります。そのため、年々支給対象から除外されていく者が数多く生じております。実質的には所得制限強化がなされてきたのであります。

わが党は、衆議院における審議に際し、この所得制限に二段階制を導入することに反対し、関連規定を削除する旨の修正案を提案し、その不合理を改めるべく努力してまいりました。また、所得制限の適正化を言うならば、当然所得の把握が厳正になされていることが前提であり、そうでなければ、税制面だけではなく、福祉の面にも不公平

を導入することになると思われまします。この際、鈴木内閣の社会保障に立ち向かう基本的な姿勢について明らかにしていただくことも、各種の所得制限の強化についてどのように説明を国民の納得を得ようとするのか、まず鈴木総理に明確な御説明をお願い申し上げます。

第二に、高齢化社会の到来に対する行政の対応であります。

高齢化社会の到来は避けようのない現実であります。しかし、行政の対応はおくれがちで、各省庁ごとの縦割りの行政がおくれに拍車をかけているのが実態で、憂慮にたえません。労働省が「雇用」と年金の連結を目指し、昭和六十年を目途とした「六十歳定年制の一般化を政策目標」と掲げているのに対し、厚生省は労働省と協議することなく、昨年の年金法改正に見られることごとく、厚生年金の支給開始年齢をおくらせようとする提案は、政府の高齢者対策に整合性が欠如していた例として指摘できるのではないのでしょうか。

厚生、労働両省間において、雇用と年金の連結のための施策をどのように展開されようとしているのか、研究なり討議はどのように進んでいるのか、両大臣から明らかにしていただきたいと思ひます。

また、年金の抜本的な検討機関として行政の対応は全く不十分で、公的年金関係会議や既存の研究會等では、行政全体をリードしていくだけの理論的研究も力も発揮し得ないのであります。高齢者対策に総合的に対応する横断的な機関の設置が必要であると思ひますが、総理はどのようにリサーチをお考えであるか、明確にお答えをお願いしたいと思ひます。

さらに、この際、制度の分立の中で最も危機的状態にある国鉄共済組合の年金制度について、どのように財政を安定させていくかについても運輸、大蔵両大臣から明らかにしていただきたいのであります。

第三に、障害者の所得保障についてであります。

障害者の自立への志向の育成といったことを考へるとき、現在の福祉年金はいかにも不十分であります。社会保険システムのもとでの年金は、無換出の障害福祉年金と換出の年金との間には最低保障にも五割を超える格差があります。同一の障害の程度で年金額に格差があるのをどのように理解するのでしょうか。自立保障のためには、せめて換出の最低保障額を保障しなければ生活保障の年金とは言えないのではないのでしょうか。

政府は、従来、障害福祉年金について、老齢福祉年金、五年年金とのバランスを言ってきましたが、老齢福祉年金の低さももちろん問題ではあります。障害福祉年金の充実も、経過的でないだけに、より切実であります。地域で自立して生活するために、障害者の所得保障はどうあるべきなのか。問題点はすでに整理をされているのですから、早急に自立が保障されるような所得保障制度を確立していただきたいと思ひますが、明確な御答弁をお願いいたします。

第四に、国民年金制度の基本的な問題について伺いたいと思ひます。

現在の国民年金制度のもとでは、負担は保険料一律定額であり、給付は全額定額を基礎にした加入期間比例であります。また、この制度に対する国庫負担は給付時に給付額の三分の一ということであり、負担、給付、国庫負担を通じて所得再分配の機能をどこにも見ることができません。

国民年金の掛金は、現在、月額四千五百円、昭和六十年には現在月額五千九百円、昭和七十年には九千四百円となるのが将来見通しの中で明らかにされております。この保険料は、諸物価高騰による家計の中で大変な負担となっております。そのような過程で、一律定額の保険料に所得比例を導入していき、低所得者の負担増を抑制していくべきであると思ひますが、いかがですか。

第五に、年金の物価スライド制の維持、存続についてであります。

年金制度に物価スライド制を導入したのは、福祉元年とされた昭和四十八年であります。この制度は、言うまでもなく年金の実質価値の維持が目的であり、これにより年金生活者の生活水準を従前どおりに保持しようとするものであります。さらに、現在の経済活動の成果を直接に受ける就業者との生活内容の乖離を回避しない軽減しようとするものであります。

そういう意味で、スライド制は、経済変動に伴う年金生活者の生活内容の低下を防ぐ最良の策と言えます。一部に将来の財政難から物価スライド制の見直しは伝えられております。ようやく十年にもならない時点で問題にすべきでは断じてないと思ひます。むしろ、物価スライドについては、わが党が衆議院の審議に当たって修正案に示したように、実施時期を四月からとするよう積極的に取り組むべき課題であります。

この際、受給者に不安を与えるこの問題について、その存続を明確にお約束を願ひます。

第六に、年金積立金の運用の問題であります。

年金問題では、給付と同時に積立金がどのように民主的に運用されるかは、被保険者のための年金になるかどうかの鍵を握っていると思ひます。しかし、今日まで改善を見ておりません。

現在、国民年金、厚生年金、船員の年金部門の保険料の積立金の運用は、大蔵省資金運用部で行われており、それへの意見具申のための資金運用審議会には保険料拠出者の意向が十分に発揮される仕組みにはなっていないのであります。わずかに資金運用審議会に国民年金審議会、社会保険審議会の公益委員が代表として入っているにすぎず、これでは全く不十分で、加入者の声を聞くというのとはほど遠いのであります。

また、昨年、私的な諮問機関として懇談会がつけられておりますが、これまた全くびぼう策と言

わざるを得ません。昨年の年金法改正に当たっても、各審議会から積立金の管理運用の改善について意見が出されているのであります。この問題は、将来の保険料率にも密接な関連を有する問題であり、自主的な運用の道を確立するとともに、極力有利運用が図られるべきであると考えます。

年金積立金の管理運用は、資金運用部資金から独立をさせ、被保険者の意見が反映されるよう積立者自身が構成メンバーに入った運用委員会を設置すべきであると考えますが、いかがでしょうか。早急に検討し、具体案を示していただきたいと思ひます。

以上で質問を終わりますが、私は、最後に、年金制度が国民の老後の所得保障として国民の信頼にこたえ得る確固たる基礎を確立されることを強く要望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

まず、高齢社会を迎えての社会保障に対する政府の基本的姿勢についてであります。わが国は諸外国に例を見ない速さで高齢化社会を迎えておりますので、社会保障制度が今後長期的に安定し、かつ有効に働いていくよう、年金、医療等の社会保障制度全体について、給付と負担の両面の見直しを進めてまいらねばならないと思ひます。

その際、ある程度所得の高い人々にはがまんしていただくが、社会的、経済的に真に恵まれない立場にある人々に対しては、一層きめ細かな配慮のもとに重点的に福祉の充実を図り、高齢化社会のもとでますます重要性を増す社会保障の合理化、効率化に配慮してまいりたいと思ひます。

その中であつて、年金制度につきましても、経済情勢の変動、雇用関係の動向、生活水準の状況など、社会全体の推移を総合的に考慮して制度の改革に当たつてまいらなければなりません。御指摘の制度間格差につきましては、各年金制度間

で給付水準に差があるなどの不合理な格差を生じないよう、全体の整合性を保つていくことが必要であると思ひます。

そのためには、後ほど触れられた御質問にも関連をいたしますが、政府が一体となつて総合的な対策を講じてまいらねばならず、基本的には各制度を所管する省庁が責任を持ちながらも、合理的でない格差についてはこれを是正するなど、公的年金制度の均衡ある発展を図つてまいりたいと思ひます。

所得制限の強化について、どのように国民の納得を得るのかとお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたとおり、悪平等の弊に陥らないよう、真に社会保障を必要とする人々に手厚く、ある程度所得のある人々にがまんしてもらふという考え方に立つものでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣園田直直君登壇、拍手〕

○国務大臣(園田直直君) お答えをいたします。

高齢社会を迎える社会保障の基本姿勢、総理からお答えになったとおりであります。この高齢化を迎えて、社会保障の役割がますます重要になってくることは御指摘のとおりでございます。したがって、財政的な問題もあつたとしても、その中でなお長期的な安定的な計画をつくり、これを逐次推進していくことが必要でございます。給付と負担の両面における社会的公正を確保するとともに、社会保障及びその関連領域における各種施策の有機的連携を図るなど、施策の体系化、効率化を進めていく所存でございます。

なお、社会保障の推進に要する費用の増加に伴つて、これを賄うための費用負担が今後重要な課題と考えられますので、国民の合意を得ながら、高齢者が健やかで安定した老後を送ることができるよう、諸般の準備をいたします。

年金制度改革の基本的な方針でございます。第一、給付水準については現在の水準を維持すること、第二、給付と負担のバランスを図ること、第三、各年金制度間で不合理な格差がでないよう整合性を保つこと、社会保障方式を原則とするなど、いずれにいたしましても年金制度の健全なる発展のためには国民の方々の合意が不可欠でありますので、国民の方々の合意を得ながら年金制度の改革に取り組んでまいらねばならないと思ひます。

所得制限の強化の問題であります。これも総理が言われましたとおり、適正、効率的、重点的という三点を基本にいたしまして、実際の場面でのいろいろな問題が起きないように、きめ細かに注意しつつ実施してまいりたいと思ひます。

次に、所得制限の前提の所得の把握であります。これが、実態を把握することがきわめて大事であることは御指摘のとおりであります。所得制限を行う場合には、きわめて多数の業態、多数の受給者及びその扶養義務者について所得を把握する必要があります。でございますので、実際問題としては税の対象として把握される所得を基礎として行つてまいらねばならず、今日の段階ではこれが適当でないかと考えております。

雇用と年金の問題であります。雇用との間にすき間の生じないよう配慮すべきことは当然でありまして、これはしばしば御指摘を受けておりますが、労働省、厚生省両省において、かねてから必要に応じて事務レベル、大臣レベル等で協議をいたしておりますが、今後もこの点に間違いがないよう十分連携をして努力する所存でございます。

年金の拠出制と障害年金の大幅な格差でありまして、これは確かに御指摘のとおりでございます。しかしながら、現行の年金の仕組みから言つて、年金制度の中ですべてを解決することはなかなか困難な問題であります。年金、手当、社会福祉等の制度の相互の関連を考へながら総合的に

検討する必要がありますが、厚生省の中ではプロジェクトチームをつくつて検討させておりますので、この格差を縮めるべく今後とも十分努力をいたします。

次に、所得比例制の保険料の導入でございます。確かに御指摘の発言は大事な問題であります。ただ、いま国民年金の被保険者の業態が多岐にわたつておりますために、所得を的確に把握し、保険料を徴収することはなかなかむずかしい問題がありますけれども、この比例導入制については有力なる御提言でございますから、十分検討をいたします。

年金の物価スライドについては、これを廃止する考えはございません。積立金の運用については、この運用に当たつては御指摘のとおりでございます。そこで、これまでも事業主、被保険者等の委員で構成する社会保険審議会あるいは年金問題懇談会その意向を承つておりますけれども、さらに本年一月大蔵省にも年金資金懇談会が設けられ、検討されているところであります。今後においても、これらの審議会、懇談会等の場を通じ、また他の方法を考へて、拠出者の意向が反映されるよう努力する所存でございます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 高齢化社会における社会保障、特に年金制度に対する取り組み方、これは総理大臣、厚生大臣と同じ質問でございます。私も同じ答弁を用意してきたものですから省略をさせていただきます。全く同じでございます。

それから危機にある国鉄共済組合の財政安定化対策いかん。これにつきましては、国鉄共済年金に限らず、これらすべての年金制度は今後の人口の高齢化、成熟化に伴つて財政的にきわめて困難な状態になる、その一番先に国鉄が到来したというところがございます。したがって、今後どうするかという問題でございますが、国鉄共済年

金の財政安定化対策のためには三公社の共済組合、国家公務員の共済組合と合併したらいじやないか、統合したらどうかという御意見もございませう。しかしながら、歴史があつて利害がいろいろ複雑なこともありませう。この公企体の共済と国家公務員共済の給付の内容の相違などをどういふように調整をするか、統合による年金財政はどうかという御意見もございませう。幅広く検討する必要があります、かように考へてお

それから年金積立金の運用の民主化の問題でございませう、これにつきましては、厚生年金、国民年金の積立金については他の特別会計の積立金や郵便貯金などともに資金運用部資金として統合されて、現在一元的に運用をされてお

年金拠出者の意向を資金運用部資金の運用に反映させるという点につきましては、資金運用審議会の委員に社会保険審議会委員及び国民年金審議会委員が含まれてお

○国務大臣(藤尾正行君) お答えをいたします。私に對します質問は、同様の御質問を厚生大臣になされたわけでございますから、もうすでに厚生大臣からお述べになられたので重複は避けたいと思

ただ、私が申し上げたいと思ひますのは、今日、私どもは、六十年までに六十歳の定年制をい

○国務大臣(堀川正十郎君) 国鉄共済に對し

お尋ねでございませう、先ほど大蔵大臣が話してお

○議長(徳永正利君) 渡部通子君。渡部通子君、私は、公明党・国民会議を代表して、た

今日、年金制度を取り巻く環境は大きく変わつて

今日、年金制度を取り巻く環境は大きく変わつて

○議長(徳永正利君) 渡部通子君。

以下、具体的に質問をいたします。

確かに、財政再建のための中期展望はござい

わが党は、早くからいわゆる国民基本年金構

を主張してまいりました。この構想は、単に財政

第三に、老齢福祉年金の低水準に触れたいと存

無拠出だから、保険料納付期間がないからとい

第四に、拠出制の国民年金についてであります

一つは、被用者年金との格差の点です。四十八

えられるかどうか、また、負担し続けたとして、それで将来の所得が保障されるかどうか、昨今こうした不安は非常に強まっております。これに大臣はどうかえられるか、いかなる御見解を持って国民年金制度を充実させていこうとされているのか、伺います。

同時に、国民年金制度で問題なのは被用者の妻の任意加入制度の取り扱いです。現在の加入者の実態を見ますと、被用者年金の中で妻は十分な保障をするから任意加入は廃止するといった解決策はとり得ないでありましよう。むしろ強制加入に移行せざるを得ないと思いますが、政府が明確な態度を打ち出し得ない理由はどこにあるのか、また、どういう方向で女性の年金権を確立していかうとされるのか、この際明らかにしていただきたい。次に、障害者の所得保障についてただしたいと存じます。

わが国の障害者対策のおくれの一つは、在宅対策が大変貧弱なことにあると思えます。本改正案で月額一万円に引き上げられる福祉手当も、その理由づけを見ますと、介護費用でもあるし、障害による特別負担に対する援助とも考えられますが、金額が少ないことから合理的な説明ができないというのが実態です。重度の在宅者に対する将来計画がないからこういうことにもなると思えます。在宅対策について明確な理論的な考えを持つべきだと存じますが、いかがでございますか。

児童手当制度についても、政府の基本的認識を伺っておきたい。
児童手当制度は、単に低所得者対策にとどまるのではなく、次代を担う児童の健全育成と資質向上を期するために設けられ、国や社会も、親ともどもその責務を分かち合うという社会保障の大きな柱であります。制度発足に当たっては、当時の内田厚生大臣は、「小さく産んで大きく育てる」とその将来を語ったのですが、実際は未熟児のままで、いまや瀕死の状態とも言えます。児童手当

を実施している世界の事例を見ましても、六十四カ国のうち五十八カ国が第一子から支給しており、所得制限を設けているのも日本のほかにはイタリヤぐらいのものであります。政府は、日本は親子の結びつきが強いからとして欧米社会との民族的差異を強調されていますが、だからといって、国や社会が応分の責任を果たしていくという思想を育てていくのですか。すでに国債に依存した現在の財政も後代負担を強いているではありませんか。単なる目先の予算削減に振り回されて、国の将来を誤らぬように願いたいところでありま

す。児童手当を所得保障の中でどのように位置づけていくお考えか、明確にしていただきたいと存じます。
最後に、難民条約批准に伴う国民年金法改正を初めてとする社会保障関係法の整備についても一言伺っておきます。
政府はようやく国会への提出を決定されたようでありますが、在日外国人の取り扱いと関連し、海外に在住する邦人の社会保障法上の適用、特に国民年金の適用について、現行法では、日本に住所を有することが資格要件となっております。そこで、立法論として、海外滞在中の代理制度あるいは保険料の前納制度等を検討していただきたい。国際間の年金通算の問題と同時に御答弁を願います。

以上、数点にわたって御質問をいたしました。が、国民の生活を決定する大切なこれからの社会保障の問題でございます。関係大臣の温かな哲学のある答弁を期待して、質問を終わります。
(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕
○国務大臣(鈴木善幸君) 答えていたします。
まず、社会保障に対する基本的取り組み方についてお尋ねがございましたが、先ほど安恒議員にお答えいたしましたとおり、高齢化社会の到来を迎え、限られた資源の効率的配分という観点から、ある程度所得の高い人々にはがまんして

だくが、社会的、経済的に真に恵まれない立場にある方々に対しては、一層きめ細かな配慮のもとに重点的に福祉の充実を図り、高齢化社会にふさわしい給付の実現と負担の公平に努めてまいりたいと考えております。

次に、基礎年金構想についての御質問がございましたが、この構想につきましては、現行制度からの円滑な移行をどのように行いか、新たに必要とされる多額の費用負担をどうするかなどの問題があり、直ちに実施することはきわめて困難な問題がございいたします。しかしながら、基礎年金構想は、今後の公的年金制度のあり方を考えるに当たっての一つの有力な御意見でありますので、今後参考にしたがら年金制度の改革に当たってまいりたいと存じます。
残余の問題につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇、拍手〕
○国務大臣(園田直君) 答えていたします。
社会保障の基本的取り組み方、姿勢については、総理からもお答えがございましたし、安恒議員に対するお答えにもありましたので、御理解を願いたいと思えます。
基礎年金の問題であります。これはしばしば御意見を承っておりますが、これはしばしばえをしておるおりでございいたしますが、今後とも幅広い観点から、この基礎年金構想を念頭に置きながら年金制度の改善を図りたいと考えております。

次に、福祉年金と拠出制年金の問題であります。これは御承知のとおり福祉年金は全額国庫負担で賄っておりますので、従来から拠出制年金額の水準等を勘案しながら、社会経済情勢の動向に応じてできる限りの改善を図ってきたところであります。この格差を是正するためには、他の諸制度と連携を保ちつつこの格差を縮めるよう努力したいと考えております。

世帯の所得状況と比べてかなりゆとりのある水準となっております。八百七十六万円の限度額を据え置くとともに、必要に応じて重点的な給付の改善を行うという考え方のもとに、比較的余裕のある六百万円以上の世帯の場合には改善額の一部をがまんしていただくことにしたものでございいたします。この考え方は国民の御理解を得られるものと考えております。

拠出制の国民年金に所得比例保険料を導入せよという御意見がありますが、これは今後逐次ふえてまいりまして、いまのままでは国民の方に負担をだんだんと大きくお願いする以外にございませぬ。そう考えてみると、やはり安恒議員もおっしゃいました所得比例保険料の導入ということ、間違いないにこれは一つの方向でございいたします。十分この問題等はそれぞれの場所で見解を承りながら検討し、将来の改善に備えるつもりでございいたします。

女性の方の国民年金の任意加入の問題であります。現在、被用者の妻の八割近くが任意加入をしておられます。主婦の方々の中で独自の年金を取得したいという強い御熱意があることはよく承っております。しかしながら、婦人の年金保障はわが国の年金制度の基本的な問題であります。これは引き続き幅広い問題として検討していきたいと考えております。

海外におられる日本人の年金権を確保するためいろいろ御提案をいただきましたが、私もそういういろいろの方法を考えて、これは、代理納入であるところをございまして、これは、代理納入であるとか、あるいは前払いであるとか後払いであるとか、何とか方法を講じて、御意見のとおり努力をしたいと考えております。
次に、重度の在宅者対策については、これまで御発言のとおりでありまして、だんだんとこの重要性は増してまいりましたので、御指摘のとおり、計画的にこれに対する努力をしたいと考えております。

昭和五十六年四月二十八日 参議院會議録第十五号 国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

児童手当の問題でございますが、これは中央児童福祉審議会から、長期的観点に立つて制度の根本的改革を行い云々という、第一子からやれなどという具体的な答申を得ております。高齢化社会を迎えるに当たって児童というのはいわゆる大事でありまして、そういう意味におきまして、児童手当の制度は、将来、苦しい中ではあります。が、充実強化すべきものであると考えております。

国際間の年金通算の問題でございますが、これは外国に長期に滞在する日本人及び日本に滞在する外国人の年金の国際間の通算で、それぞれ国と相談をしてこれは通算するように努力したいと思っております。ただいまのところは日米間で討議をやっております。ございまして、その他の諸外国とも締結の必要性が高いものと考えますので、それを順次外務省とも相談して実施していきたいと考えております。(拍手)

○国務大臣(渡辺美智雄君) 社会保障に対する政府の基本的な姿勢ということでございます。すでに総理からかなり詳しい御説明がございまして、社会保障制度の柱をなすものは、何といたしても年金、医療保険、それから福祉、この三つだと思っております。将来やはり高齢化社会が進めば、それらに対してはそれ相応の対応をしていかなければならないということでございます。しかし、問題は財源がなければできないわけでございます。給付とその財源というものは裏表の関係にございまして、したがって、費用負担をどうするか、受益者の負担をどうするかというふうな観点から、幅広く安定的にこの制度が将来も続けられるように考えていかなければならないと、かように考えております。

老齢福祉年金について格段の努力をせよということでございますが、これにつきましては、御承知のとおり昭和三十四年に月千円で発足したものでございまして、昭和四十八年になって大幅に五千円に引き上げました。現在では二万四千円というところでございまして、四・八倍くらいになりました。その間、税収は約二・四倍くらいにしかならず、税収の伸びから見ると、それ以上に力を入れてきているということは御了解いただけるかと存じます。

これについて、もっと多くせよということでございますけれども、しかしながら、これにも問題がございまして、年金というのは五年年金、十年年金、いろいろあるわけですから、掛金を掛けた人よりも高くしちゃうと、掛けない人を優遇するわけにもいかない。それじゃ五年年金の掛金ももっとふやして、もっと大きな給付にするかといつても、急にそういうことにもなかないか。五年がふくらめば十年がふくらむ、それ以上がふくらんでくるというわけでございます。それから、全体とのバランス、整合性というものも考えなければなりません。したがって、厳しい財政事情の中で全体との整合性も考えながらできるだけの努力をしてきたつもりでございます。

それから児童手当の問題でございますが、私は、これはやはりある程度所得制限というものを適正につけることはやむを得ない、そのように考えておるわけでございます。また、第一子から児童手当を出したらどうかというお話でございますが、わが国は外国と賃金体系も違っておりますし、問題は、仮に現在の三子から一子からにいたしますと十倍くらいにふえます。受給される人が十倍、二百三十一万人が二千九百万人というふうなことになるので、とてもこれは現在の財政事情のもとで、とやうていえるというわけにはいかない。やっぱり財源をどうするかという、すべて社会保障の問題というのは財源の問題と裏表でございまして、財源の調達が可能であればそれ相応のものをしなければならぬが、そここの整合性というものも考えながら、や

はり余り無理のない、長続きするものをつくっていく必要がある、そう考えております。(拍手) ○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長太田淳夫君。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

四七六

○副議長(秋山長造君) 日程第一 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長太田淳夫君。

審査報告書

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案は右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。昭和五十六年四月二十四日

科学技術振興対策特別委員長 太田 淳夫

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由 本法は、新技術の開発を一層積極的に促進するため、新技術開発事業団の業務として新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する業務を追加する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

費用

昭和五十六年度一般会計予算に、科学技術振興調整に必要な経費三十三億五千万円が計上されておる。その中から創造的な探索研究の推進に必要な経費として五億四千万円が見込まれておる。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

適切な措置を講ずべきである。

- 一、革新技術の源泉となる萌芽を探索する上で基礎となる幅広い基礎研究を推進するため、研究投資の拡大に努めること。
二、青少年の創造性の涵養に留意するとともに、獨創性に富む少壮研究者の着目を生かされるよう研究環境の整備に努めること。
三、優秀な人材を組織の壁を越えて広い分野から流動研究システムに結集させるため、大学をはじめ関係機関の理解と協力が得られるよう特段の配慮を払うこと。
四、研究の推進に当たっては、広範な領域からの研究主題の選定に努め、総括責任者の人選に適正を期するとともに、研究費の確保、研究者の処遇に十分配慮すること。
五、研究の成果を広く公開し、中小企業、農業等の振興を含め国民経済上有用な技術に発展するよう、普及の促進に努めること。
右決議する。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。昭和五十六年四月十日

参議院議長 徳永 正利殿

- 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。
第一条中「行ない、及びその」を「行はば、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究を行い、並びにこれらの開発及び基礎的研究の」に改める。
第二条に次の一項を加える。
3 この法律において「創製」とは、科学技術に関

する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。

第十一条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣（第四十五条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官）に意見を提出することができる。

第二十三条第一項中「開かなければならない」を「開かなければならない」に改め、同項に次の二号を加える。

四 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するとき。

五 第三十条の二第二項に規定する総括責任者を指定するとき。

第二十三条第二項中「開発」の下に「及び新技術の創製に資すると認められる基礎的研究」を加える。

第二十四条第一項中「十人」を「十五人」に改める。

第二十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、「開発」の下に「及び基礎的研究」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 新技術の創製に資することとなる初期段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究（以下単に「基礎的研究」という。）を行うこと。

第四章中第三十条の次に次の一条を加える。

（基礎的研究の実施）

第三十条の二 事業団は、基礎的研究を行うときは、その対象となる主題を定め、当該主題ごとに、その実施に必要な期間を設定するとともに必要な研究者を雇用して、これらの研究者に当該基礎的研究を実施させなければならない。

2 事業団は、前項の規定により研究者を雇用する場合には、当該基礎的研究を指揮することとなる総括責任者をあらかじめ指定するものとする。

3 事業団は、基礎的研究を行うための施設を特に取得することのないよう配慮しなければならぬ。

第四十七条及び第四十八条中「三万円」を「十万円」に改め、

第四十九条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第五十条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（太田淳夫君登壇 拍手）

○太田淳夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

わが国は、これまで主として海外からの導入技術を改良して技術力の向上を図り、目覚ましい経済の発展を遂げてまいりましたが、外国からの技術導入が次第に困難となりつつある今日、従来の導入技術依存型体質から脱却し、独自の自主技術の開発を進めることが切に求められてきております。

本法律案は、こうした要請にこたえるため、優秀な研究者を産、官、学の組織の壁を越えて結集し、創造性を発揮させる流動研究システムという新しい研究体制を創設することとし、その推進母体として新技術開発事業団を活用しようとするものであります。

当委員会におきましては、本案審査に資するため近郊の研究機関の視察を行うとともに、流動研

究システムへの人材確保の方策、その他創意的科学技術開発をめぐる諸般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、林寛子理事より、基礎研究推進のための研究投資の拡大等五項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（秋山長造君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（秋山長造君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長（秋山長造君） この際、日程に追加し、公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（秋山長造君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長福岡知之君。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正等を図るため、遠距離通話料を引き下げるとともに、日曜・祝日に係る通話料の割引制度を導入するほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入者数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更できるようにするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う日本電信電話公社の減収見込額は、昭和五十六年度約六百四十四億円である。

附帯決議

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、日本電信電話公社設立の本旨にかんがみ、公社経営の主体性を十分発揮するとともに、一層効率的な経営を推進し、財政の健全性の維持に努めること。

一、経営委員会が公社の最高意思決定機関として機能しうるよう、監査機能の充実等に特段の意をもちいるほか、経営の公開施策を一層強化すること。

一、通話料の遠近格差の是正、グループ料金制度の導入及び料金決定原則の明確化等料金制度について引き続き検討すること。

一、地域集団電話の一般加入電話化に当たっては、加入者の理解と協力のもとに円滑に実施するほか、加入区域の拡大、福祉形電話の充実、国民のニーズに即した新サービスの開発普及等を積極的に推進すること。

審査報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月二十八日

通信委員長 福岡 知之

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議事録第十五号 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

昭和五十六年四月二十八日 参議院會議録第十五号

参議院議事日程追加の件 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

四七七

参議院議事日程追加の件 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

四七七

昭和五十六年四月二十八日 参議院會議録第十五号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

一、国民の負担に応えるため企業努力をさらに推進し、電気通信事業の一層の発展を図るとともに、同事業に従事する職員等の勤労意欲の向上が図られ、適切な労働条件が確保されるよう努めること。
右決議する。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年四月十七日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 徳永 正利殿

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「通話の取扱若しくは交換」を「通話の取扱い」に改め、同条第二号中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第四号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第六号中「外」を「ほか」に改める。

第二十五条中「並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者」を削り、「左の通り」を「次のとおり」に改める。

第二十六条第一項第二号中「二個以上」を「二個」に改め、同項第三号及び第四号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 集団電話の種類は、交換設備と電話機との間の電話回線に接続されるその電話機の数により、公社が定める。
第三十条第四項中「又は共同電話の種類」を削る。

第三十三条第一項中「若しくは共同電話の種類」を削り、同条第二項中「共同電話による通話が著しく少ないと認めるとき、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は共同電話の種類」を削り、同条第三項中「又は共同電話の種類」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公社は、同一の集団電話の交換設備により接続される集団電話の電話機(第三十六条に規定する附属的なものを除く。)の数が、その集団電話の種類につき、第三十条第二項第一号の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める数の十分の一の数に満たなくなつた場合において、現にその集団電話の用に供する交換設備の老朽化その他当該交換設備により公衆電気通信業務を継続して提供することが困難な事情が生じたときは、郵政省令で定めるところにより、郵政大臣の認可を受けてその集団電話につき加入電話の種類を変更することができる。

4 第三十七条の規定は、前項に規定する場合において、その障害が軽微なものである場合その他郵政省令で定める場合を除き、適用しない。
第四十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。
(電話取扱局の種類)
第四十四条 公社は、加入電話に係る電話使用料の適用の基準とするため、電話取扱局について、その電話取扱局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種類	加入電話等の数
一級局	八百未満
二級局	八百以上八千未満
三級局	八千以上五万未満
四級局	五万以上四十万未満
五級局	四十万以上

2 公社は、前項の規定によりその種類を定めた電話取扱局について、その電話取扱局に係る加入電話等の数が他の種類の電話取扱局に対応する数になつたときは、その日から一月以内に、その種類を変更し、これを公示しなければならない。

3 前二項の電話取扱局に係る加入電話等の数は、その電話取扱局及びその電話取扱局に収容されている加入電話から第四十六条第一号に規定する区域内通話をすることができる加入電話を収容している他の電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。)、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話並びに第五十四条の第三項に規定する有線放送電話接続回線のそれぞれ数の合計数とする。
第四十五条を削る。
第四十五条の二第二項中「区域外通話の」を「次条第三号に規定する区域外通話の」に改め、同条を第四十五条とする。
第四十六条第二項を削る。
第四十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

区域南通話、隣接区域内通話又は区域外通話で、その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われるもの(以下「自動接続方式による通話」という。))以外のもの(以下「手動接続方式による通話」という。))は、次の二種に区別する。
第四十九条中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。
第五十条中「除く外」を「除くほか」に、「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。
第五十二条第二項を次のように改める。
2 公社は、電話交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者に対しては、電話交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。
第五十二条第四項中「五百円をこえない範囲内において公社が定める手数料」を「公社が郵政大臣の認可を受けて定める額の手数料」に改める。
第五十四条の六第一項中「市外接続通話の種類」を「市外接続通話(その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われる通話及びその通話の相手方たる接続有線放送電話設備に係る有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局までの接続が自動的に行われる通話を除く。以下この条において同じ。))の種類」に改め、同条第二項中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に改める。
第九十九条第一項第三号中「(定額料金制による加入電話若しくは地域団体加入電話又は定額料金局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備にあつては、二倍)」を削る。
別表中第2から第4までを次のように改め、第5を削る。

昭和五十六年四月二十八日 参議院会議録第十五号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

第2 電話使用料(電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が30日以内のものを除く。)に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額	
	事務用	住宅用
単独電話 (公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。)及び構内交換電話 (構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)に係るもの		
1 級 局	一加入電話ごとに月額 1,400円	1,000円
2 級 局	〃 1,700円	1,200円
3 級 局	〃 2,000円	1,400円
4 級 局	〃 2,300円	1,600円
5 級 局	〃 2,600円	1,800円
備考		
1 住宅用とは、専ら居住の用に供される場所に設置されるものをいう。ただし、法人又は第28条第2項に規定する代表者の加入電話加入契約に係るものにあつては、郵政省令で定めるものに限る。		
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。		

第3 通話料(加入電話又は公衆電話から行う自動接続方式による通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額	
1 加入電話から行う通話に係るもの		
イ 区域内通話料 (郵政省令で定める種類に属する加入電話から行う通話で同一の電話取扱局に収容されている加入電話 (その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話を含む。)相互間のものに係る料金を除く。)	3分までごとに	10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに	10円
ハ 区域外通話料	次に掲げる秒数までごとに	10円
区域外通話地域間距離		
20キロメートルまで		80 秒
30 〃		38 秒
40 〃		30 秒
60 〃		21 秒
80 〃		15 秒
100 〃		13 秒
120 〃		10 秒
160 〃		8 秒
240 〃		6.5 秒
320 〃		5 秒
500 〃		4 秒
750 〃		3.5 秒
750キロメートルを超えるもの		3 秒

2 公衆電話から行う通話に係るもの	1に掲げる料金額と同額
備考	
1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。	
2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の料金のうち、夜間に係る料金並びに日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日をいい、同法第3条第2項の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日を含む。)に係る料金(夜間に係るものを除く。)について、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。	

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに 48,000円
3 集団電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)	一加入電話ごとに 80,000円

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に、改正前の公衆電気通信法第四十五条第一項の規定によりその種類を定められ(同条第三項の規定により変更された場合を含む)、公示されていた度数料金局である電話取扱局の改正後の公衆電気通信法第四十四条第一項に規定する種類については、この法律の施行の時にあって、その定められ、公示されていた次の表の上欄に掲げる度数料金局の種類に対応する同表の下欄に掲げる電話取扱局の種類として定められ、公示されたものとみなす。

一級度数料金局	一級局
二級度数料金局	二級局
三級度数料金局	三級局
四級度数料金局	四級局
五級度数料金局	五級局

3 この法律の施行の日前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信業務の料金については、なお従前の例による。
(電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)

4 電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。
一 単独電話に係る加入電話加入申込をした者
加入電話加入申込に係る電話取扱局(公

衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。)の種類に応じ、五級局については十五万円以内において、一級局については二十万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、電話取扱局の種類ごとに政令で定める額

二 共同電話に係る加入電話加入申込をした者
加入電話加入申込に係る電話取扱局の種類に応じ、五級局については五万円以内において、一級局については一万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、前号の政令で定める額を参酌して、電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

第二条第一項第四号中「イ又はロ」を削る。
第三条第一項中「加入電話の種類(共同電話の種類を含む。以下同じ。)」に「五級度数料金局の単独電話については十万円以内において、七級定額料金局の単独電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度数料金局及び七級定額料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びにその他の種類の電話取扱局については、これらの額」を「加入電話の種類に応じ、五級局の単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級局の単独電話以外の種類の加入電話及びその他の種類の電話取扱局については、この額」に改める。

〔福岡知之君登壇、拍手〕
○福岡知之君 たいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申

申し上げます。

本案は、電話の近距離通話料と遠距離通話料との格差是正等を図るため、五百キロメートルを超える遠距離通話料を引き下げるとともに、日曜・祝日に係る通話料の割引制度を導入するほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入者が著しく減少した地域集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更できるようにする等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、日本電信電話公社の民営化問題を初め経営委員会の充実強化、通話料の遠近格差の抜本的是正、グループ料金制の導入等料金制度の見直し並びに福祉型電話の充実、近畿電気通信局の不正経理等に関する諸問題について活発な質疑が行われました。

質疑を終わって、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、大森昭理事より、日本電信電話公社経営の主体性の発揮など五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(秋山長造君) この際、日程に追加して、北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を

議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋山長造君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長兼野草君。

審査報告書

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

昭和五十六年四月二十八日

外務委員長 栗野 章

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、千九百七十八年(昭和五十三年)四月に署名された「漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」に基づき、北西太平洋の我々が国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、取締りの手續等を定めたものである。この議定書の締結により、北西太平洋における我が国のさけ・ます漁業の操業が本年も継続して行われることとなるので、妥当な措置と認められた。

二、費用
別に費用を要しない。

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十六年四月二十四日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

- 1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十一年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めることを目的とする。
- 2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経七十度の線、南側は北緯四十四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもって囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2) 千九百八十一年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万二千五百トン(三千六百四十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万三千五百トン(千八百八十万尾)を超えてはならない。

このうち、しるさげの漁獲量は三百八十万尾を、べにさげの漁獲量は百十万尾を、ぎんさげの漁獲量は百二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

(3) (2)にいう漁獲量については、千九百八十一年五月一日から同年七月三十一日までの間において漁獲することが出来る。ただし、東側は東経七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもって囲まれる水域においては、千九百八十一年五月一日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さには、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。
母船に属する漁船については、八キロ

昭和五十六年四月二十八日 参議院会議録第十五号

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手段及び条件に関する議定書の締結について承認を求めらるるの件

四八二

- メートル以上
日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上
日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上
- 流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。
母船に属する漁船については、六十メートル以上
ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五ミリメートル以上とする。
日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五ミリメートル以上
- 各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。
- 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書の発給に、日本国連邦側に通報する。
- 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

- 日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。
- 両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。
(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて一方の締約国の漁船は、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。
- 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つているとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

- 前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所での漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。
- 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に關連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調書及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。
- この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて一方の締約国の政府は、他方の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会を与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査（検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む）の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。
- この議定書は、それぞれその国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十一年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十一年四月二十日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
魚本藤吉郎
ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
V・カーメンツェフ

「奏野章君登壇、拍手」
○奏野章君 ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手段及び条件に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、日ソ間の漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マス等の漁獲について、漁獲量、禁漁区、違反に対する取り締まりの手続等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年のわが国のサケ・マス漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなっております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

本日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○副議長（秋山長造君） これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」
○副議長（秋山長造君） 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長	徳永 正利君
副議長	秋山 長造君
議員	鶴岡 洋君
	大川 清幸君
	和泉 照雄君
	高木健太郎君
	桑名 義治君
	太田 淳夫君
	伊藤 郁男君
	塩出 啓典君
	原田 立君
	井上 計君
	中野 鉄造君
	渡部 通子君
	馬場 富君
	小西 博行君
	中野 明君
	中村 鋭一君
	谷川 寛三君
	宮崎 正義君
	藤原 房雄君
	井上 裕君

昭和五十六年四月二十八日 参議院會議録第十五号 議長の報告事項

三木 忠雄君	三木 重信君	原 文兵衛君	鈴木 一弘君	柏原 ヤス君	木島 則夫君	志村 愛子君	多田 省吾君	白木義一郎君	藤井 恒男君	新谷寅三郎君	青島 幸男君	森田 重郎君	秦 豊君	野末 陳平君	前田 勲男君	井上 孝君	円山 雅也君	堀江 正夫君	林 寛子君	竹内 潔君	平井 卓志君	井上 吉夫君	遠藤 要君	金井 元彦君	嶋崎 均君	上條 勝久君	松垣徳太郎君	郡 祐一君	田中 正巳君	熊谷太三郎君	初村滝一郎君	岩崎 純三君	中村 啓一君	藤井 孝男君	松浦 功君	仲川 幸男君	
峯山 昭範君	田代富士男君	柄谷 道一君	矢追 秀彦君	渋谷 邦彦君	栗林 卓司君	中村 禎二君	二宮 文造君	小平 芳平君	中尾 辰義君	田淵 哲也君	安井 謙君	山田 勇君	前島英三郎君	田 英夫君	岩上 二郎君	松尾 官平君	藤井 裕久君	増岡 康治君	降矢 敬義君	高橋 圭三君	戸塚 進也君	林 道君	下条進一郎君	河本嘉久蔵君	片山 正英君	稻嶺 一郎君	中西 一郎君	八木 一郎君	塚田十一郎君	白井 莊一君	源田 実君	藤田 正明君	高平 公友君	野呂田芳成君	村上 正邦君	福田 宏一君	森山 眞弓君
成相 善十君	板垣 正君	江島 淳君	真鍋 賢二君	熊谷 弘君	鈴木 正一君	亀長 友義君	大島 友治君	岡田 広君	亀井 久興君	坂野 重信君	梶木 又三君	古賀雷四郎君	世耕 政隆君	安田 隆明君	町村 金五君	植木 光教君	加藤 武徳君	木村 睦男君	福島 茂夫君	美濃部亮吉君	中山 千夏君	内藤 健君	田沢 智治君	岡部 三郎君	川原新次郎君	村沢 牧君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君	宮田 輝君	中村 太郎君	桑野 章君	目黒今朝次郎君	石本 茂君	長田 裕二君	村田 秀三君	安孫子藤吉君	玉置 和郎君
降矢 敬雄君	岩本 政光君	大河原太一郎君	遠藤 政夫君	田原 武雄君	北 修二君	金丸 三郎君	堀内 俊夫君	大鷹 淑子君	斎藤栄三郎君	山東 昭子君	齋藤 十朗君	上田 稔君	山崎 龍男君	増田 盛君	丸茂 重貞君	西村 尚治君	藏内 修治君	岩動 道行君	山本 富雄君	山田耕三郎君	名尾 良孝君	高木 正明君	大木 浩君	梶原 清君	関口 恵造君	衛藤征士郎君	長谷川 信君	佐々木 満君	広田 幸一君	夏目 忠雄君	福岡日出麿君	赤桐 操君	鈴木 省吾君	内藤登三郎君	片岡 勝治君	楠 正俊君	河野 謙三君

吉田 正雄君	本岡 昭次君	山田 譲君	下田 京子君	大森 昭君	穂山 篤君	近藤 忠孝君	安恒 良一君	丸谷 金保君	佐藤 昭夫君	志苦 裕君	粕谷 照美君	山中 郁子君	寺田 熊雄君	和田 静夫君	竹田 四郎君	神谷信之助君	小野 明君	西ヶ久保重光君	戸叶 武君	市川 正一君	対馬 孝且君	阿具根 登君	八百板 正君	内閣総理大臣	外務大臣	大蔵大臣	厚生大臣	運輸大臣	郵政大臣	労働大臣	国務大臣	科学技術庁長官
小谷 守君	鈴木 和美君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君	松前 達郎君	高杉 勉忠君	勝又 武一君	大木 正吾君	安武 洋子君	矢田部 理君	福岡 知之君	片山 基市君	沓脱タケ子君	宮之原貞光君	松本 英一君	立木 洋君	小山 一平君	川村 清一君	田中寿美子君	小笠原貞子君	瀬谷 英行君	小柳 勇君	藤田 進君	上田耕一郎君	鈴木 善幸君	伊東 正義君	渡辺美智雄君	園田 直君	塩川正十郎君	山内 一郎君	藤尾 正行君	中川 一郎君	

の辞任を許可し、その補欠を指名した。	外務委員	大蔵委員	文教委員	社会労働委員	商工委員	運輸委員	予算委員	閣内閣総理大臣	外務大臣	大蔵大臣	厚生大臣	運輸大臣	郵政大臣	労働大臣	国務大臣	科学技術庁長官																
辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任	辞任																
板垣 正君	梶原 清君	前島英三郎君	藤田 正明君	野末 陳平君	浅野 拓君	永野 嚴雄君	梶木 又三君	岩上 二郎君	長田 裕二君	鈴木 正一君	長谷川 信君	西村 尚治君	佐藤 昭夫君	森田 重郎君	中山 太郎君	永野 嚴雄君	和山 静夫君	藤田 正明君	浅野 拓君	前島英三郎君	野末 陳平君	藤田 正明君	梶原 清君	竹田 四郎君	板垣 正君	関口 恵造君	江島 淳君	高橋 圭三君	大河原太一郎君	成相 善十君	市川 正一君	前島英三郎君

議長の報告事項
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法案(閣法第六〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二五号)

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第六二二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

各種手数料等の改定に関する法律案(閣法第五二号)

広域臨海環境整備センター法案(閣法第三八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第六九号)

出入国管理令の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二五号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
日本国政府とギリシヤ共和国政府との間の文化

協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一次産品のための共通基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十年の議定書の締結について承認を求めるの件

南極の海洋生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)可決報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的 放送大学学園法案(第九十三回国会閣法第四号)の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。
一、派遣委員

第一班 降矢 敬義 大島 友治

井上 裕 小野 明

粕谷 照美 柏原 ヤス

世耕 政隆 勝又 武一

佐藤 昭夫 田沢 智治

仲川 幸男 本岡 昭次

高木健太郎 小西 博行

第一班 北海道

第二班 広島県

一、期間 両班とも五月十一日及び十二日の二日間

一、費用 概算八五三、八四〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十六年四月二十三日

参議院議長 徳永 正利殿 降矢 敬義

文教委員長 降矢 敬義

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府の対外経済援助に関する質問主意書(秦豊君提出)

政府の核政策、特に第三世界との協力協定に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日議院において採択した「法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願(四件)」は、即日これを内閣に送付した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一次産品のための共通基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

南極の海洋生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

石油備蓄法の一部を改正する法律

輸出保険法の一部を改正する法律

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和五十五年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和五十六年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

去る二十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任 江島 淳君 補欠 長田 裕二君

大河原本一郎君 長谷川 信君

関口 恵造君 岩上 二郎君

高橋 圭三君 鈴木 正一君

成相 善十君 西村 尚治君

安全保障特別委員

辞任 柳澤 鍊造君 補欠 柄谷 道一君

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任 永野 厳雄君 補欠 浅野 拡君
田中寿美子君 川村 清一君

文教委員 立木 洋君 下田 京子君

社会労働委員 浅野 祐君 補欠 永野 巖雄君

農林水産委員 安恒 良一君 補欠 小柳 勇君

川村 清一君 補欠 田中寿美子君
下田 京子君 立木 洋君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
エネルギー対策特別委員

安全保障特別委員 吉田 正雄君 補欠 小柳 勇君
柳澤 謙造君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を建設委員会に付託した。
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法案(閣法第六〇号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)可決報告書
北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めの件(閣条第二五号)議決報告書

〔第十三号参照〕

審査報告書

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十六年四月十六日

参議院議長 徳永 正利殿
外務委員長 秦野 章

要領書

一、委員会の決定の理由

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、万国郵便連合の運営を改善し、その業務に関する事項について変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を変更の上更新しようとするものである。我が国がこの一般規則及び条約を締結することは、我が国の国際郵便業務の円滑な運営のために必要であるとともに、引き続き万国郵便連合加盟国として活動する見地からも有意義であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

昭和五十六年度予算に、万国郵便連合関係経費として一億七千万円が計上されている。

審査報告書

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十六年四月十六日

参議院議長 徳永 正利殿
外務委員長 秦野 章

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便小包業務に関する事項について変更を加えるため、現行の小包郵便物に関する約定を変更の上更新しようとするものである。

我が国が万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結に加えてこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小包業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

参議院議長 徳永 正利殿
外務委員長 秦野 章

要領書

一、費用を要しない。

一、費用

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締結について承認を求めの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十六年四月十六日

参議院議長 徳永 正利殿
外務委員長 秦野 章

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便為替業務に関する事項について変更を加えるため、現行の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約を変更の上更新しようとするものである。我が国が万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結に加えてこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便為替業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十六年四月十六日

外務委員長 秦野 章

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便小切手業務に関する事項について変更を加えるため、現行の郵便小切手業務に関する約を変更の上更新しようとするものである。我が国が万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結に加えてこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小切手業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関する約定の締結について承認を求めの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十六年四月十六日

参議院議長 徳永 正利殿
外務委員長 秦野 章

要領書

一、委員会の決定理由

この約定は、我が国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の間で郵便支払指図の業務を行うことを規定したものであつて、この約定の締結により、両国国民間の送金の利便を拡充することが期待されるので、妥当な措置と認められた。

一、費用

別に費用を要しない。

昭和五十六年四月二十八日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項

審査報告書

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十六日

運輸委員長 黒柳 明
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、外貿埠頭公団を解散し、同公団が行つてゐる業務を運輸大臣が指定する財団法人に承継させることとする等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴い、昭和五十六年度港灣整備特別会計予算に埠頭整備資金等貸付金償還金として約六十七億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、両公団から指定法人への移行が円滑に行われよう港灣管理者、埠頭借受者、職員団体が緊密な連携をとるよう指導すること。

二、両公団の職員は、指定法人が雇用することとし、公団在職時に比べて処遇が不利益にならないよう誠意をもつて対処すること。

三、指定法人の組織等については極力その簡素化を図るとともに、その責任体制の明確化を図るよう指導すること。

四、指定法人の運営にあつては、埠頭借受者の意向が十分反映できるようにするとともに、埠頭借受者の負担が過重にならないよう配慮すること。

五、東京湾及び大阪湾における港灣の広域的な管理運営が図られるよう、指定法人により構成される協議会を設置し相互の連絡調整を行うこと。

なお、埠頭の運営にあつては、次の事項について要望する。

1 港灣労働者の雇用に不安を起さないよう十分配慮すること。

2 「日本港運協会と船社」「日本港運協会と全国港灣労働組合」との二者協議体制を従来どおり維持継続させ、協議内容について十分尊重されること。

右決議する。

審査報告書

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年四月十六日

逓信委員長 福岡 知之
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における高齢化社会の急速な到来等の諸情勢にかんがみ、国民生活の安定及び福祉の増進に資するため、郵便年金について、年金額増方式の導入、年金の最高制限額の引上げ、年金積立金の運用範囲の拡大等その制度を改善するとともに、既存の郵便年金契約に対する特別措置を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十六年度簡易生命保険及び郵便年金特別会計予算に九

十九億四千五百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、任意年金に対する国民の多様な需要に配慮するため、年金限度額の引上げ、即時年金の実施など郵便年金の改善、充実をさらに推進すること。

二、郵便年金及び簡易生命保険積立金の運用範囲の拡大並びに余裕金の郵政省による直接運用等資金運用制度の改善に一層努力し、加入者利益の増進を図ること。

三、国民の自助努力による老後準備を奨励するため、年金掛金等について、税制上の優遇措置を検討すること。

右決議する。

(定価一〇〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京五三三〇 天代

〒105

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可